

平成28年3月1日

## 特定工事請負契約の作業報酬下限額について

本市発注工事請負、業務委託につきましては、日ごろからご協力をいただきまして、ありがとうございます。

平成28年2月19日に開催された「川崎市作業報酬審議会」において、作業報酬下限額（川崎市契約条例第7条第1項第1号に掲げる特定工事請負契約に従事する者に対して支払われるべき1時間当たりの作業報酬の下限の額）について、全会一致で決議され、同日、川崎市に答申されました。

本市では答申を踏まえ、特定工事請負契約の作業報酬下限額を次のとおり定めましたのでお知らせします。

川崎市契約条例では、条例で定める特定工事請負契約及び特定業務委託契約を市と締結する者は、市が定める作業報酬下限額以上の賃金等を契約業務に従事する労働者が受け取ることができるようにしなければならないとされております。

なお、契約条例、契約規則等の詳細につきましては、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」に掲載しておりますのでご覧ください。

<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>

### 1 今回の作業報酬下限額の対象となる契約

**平成28年3月1日以降に契約を締結する予定価格6億円以上の工事請負契約【特定工事請負契約】**

### 2 作業報酬下限額

川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約に係る作業に従事する者に支払われるべき作業報酬下限額

別表のとおり（時給）

※ なお、平成28年度の川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（予定価格1,000万円以上の業務委託契約（警備のうち人的警備、駐車場管理、建物清掃等、屋外清掃、施設維持管理、電算関連業務のうちデータ入力及び給食調理業務）、指定管理業務）に係る作業に従事する者に支払われるべき作業報酬下限額については、既にお知らせしたとおり、928円（時給）となります。（平成28年4月1日から契約を締結する契約等に適用）

別紙: 特定工事請負契約の作業報酬下限額  
平成28年3月1日以降に契約する特定工事請負契約から適用する。

(単位:円)

職種	作業報酬下限額
特殊作業員	2,577
普通作業員	2,228
軽作業員	1,565
造園工	2,183
法面工	2,700
とび工	2,870
石工	2,723
ブロック工	2,555
電工	2,408
鉄筋工	2,723
鉄骨工	2,700
塗装工	2,960
溶接工(機械工)	3,252
運転手(特殊)	2,610
運転手(一般)	2,228
潜かん工	3,150
潜かん世話役	3,725
さく岩工	2,982
トンネル特殊工	2,970
トンネル作業員	2,555
トンネル世話役	3,365
橋りょう特殊工	3,128
橋りょう塗装工	3,275
橋りょう世話役	3,522
土木一般世話役	2,633
高級船員	3,072
普通船員	2,420

職種	作業報酬下限額
潜水士	4,220
潜水連絡員	2,870
潜水送気員	2,835
山林砂防工	2,835
軌道工	4,602
型わく工	2,723
大工	2,690
左官	2,825
配管工	2,217
はつり工	2,633
防水工	2,870
板金工	2,858
タイル工	2,385
サッシ工	2,645
内装工	2,937
ガラス工	2,610
建具工	2,555
ダクト工	2,205
保温工	2,318
建築ブロック工	2,465
設備機械工	2,352
交通誘導警備員A	1,520
交通誘導警備員B	1,317
電気通信技術者	3,252
電気通信技術員	2,183
機械設備製作工	2,565
機械設備据付工	2,273